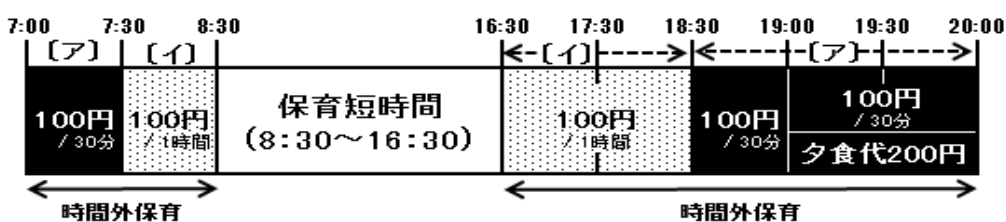


【市立保育所の時間外保育料について】 ※私立保育所は各施設異なります。

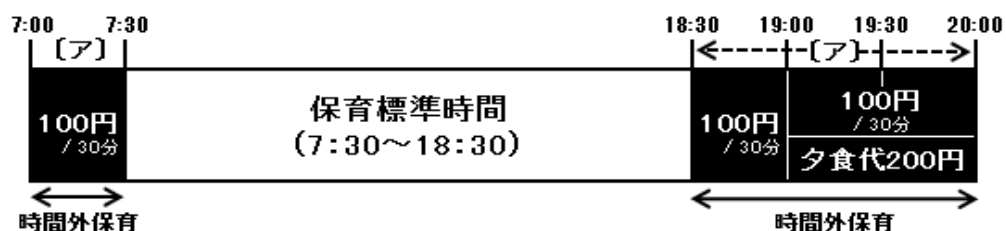
保育標準時間認定（最長11時間）、保育短時間認定（最長8時間）のコアタイム（時間外保育料のかからない時間帯）を超えて保育を受けた場合は、時間外保育料が発生します。

＜市立保育所の時間外保育料＞

●保育短時間認定の方



●保育標準時間認定の方



- ・午後7時以降の利用については、時間外保育料と別に夕食代 200 円/日がかかります。
- ・上の図〔ア〕の区分における時間外保育料は、保護者の申し出により月額とすることができます。（朝と夕方合わせて1ヶ月あたり一律 4,500 円。夕食代は含まない。）
- ・生活保護世帯又は市民税非課税世帯については、時間外保育料の軽減を受けることができます（時間外保育料が無料となります）。
- ・0～2歳児クラスの短時間認定の方が上の図〔イ〕を利用した場合、両区分の1ヶ月当たりの時間外保育料の合計額の上限は、所沢市保育料徴収基準額表において区分される階層区分の、保育標準時間と保育短時間の保育料の差額になります。（差額は下の図のとおり。）

	C1～C2	C3～C5	C6	C7	C8～C9	C10	C11～C12	C13～C14	C15～C18
0～2歳児クラス	200	300	400	500	600	700	800	900	1000

※3～5歳児クラスの方は、無償化に伴い保育料の差額がなくなるため、上限額は階層によらず一律600円となります。